1 妊娠を希望される方・妊娠がわかったら

妊娠届・親子健康手帳

問い合わせ▶真庭市　健康推進課　☎(0867)42-1050、各振興局

妊娠がわかったら、健康推進課または各振興局へ届出をしてください。「親子健康手帳」と「母子保健ガイド（下記参照）」をお渡しします。マイナポータルのぴったりサービスからの申請もできます。

親子健康手帳は、妊娠中の記録や生まれたお子さんの健康診査・育児相談・予防接種等を記録する大切なものです。紛失等しないよう、大切に保管してください。

●必要なもの　妊娠届出書（医師に証明してもらったもの）、
マイナンバーがわかるもの、本人確認証（運転免許証等）

母子保健ガイド

問い合わせ▶真庭市　健康推進課　☎(0867)42-1050、各振興局

母子保健ガイドの中には、妊婦一般健康診査等依頼票等が添付してあります。妊娠中と生まれた赤ちゃんが満１歳になるまでの間に、県内医療機関および鳥取県内の指定医療機関で使用できます。

妊婦一般健康診査（14 回分）（下記参照）、妊婦超音波検査（4 回分）、
妊婦血液検査（2 回分）、妊婦クラミジア抗原検査（1 回分）、
B 群溶血性レンサ球菌（GBS）検査（1 回分）、
先天性代謝異常等検査（1 回分）（P16 参照）、
新生児聴覚検査（1 回分）（P16 参照）、産婦健康診査（2 回分）（P 19 参照）、
乳児一般健康診査（2 回分）（P16 参照）

※他市町村へ転出された際には、転出先の市町村で「母子保健ガイド」をもらってください。

※母子保健ガイドは妊婦さん本人しか使用できません。他人に譲ったり、もらったりできません。

妊婦一般健康診査（妊婦健診）

問い合わせ▶真庭市　健康推進課　☎(0867)42-1050、各振興局

妊婦一般健康診査とは、お母さんと赤ちゃんの健康チェックです。望ましい週数で定期的に受診するようにしましょう。

妊娠23週まで	4週間に1回（計4回）
妊娠24週から35週まで	2週間に1回（計6回）
妊娠36週以降	1週間に1回（計4回）

※妊婦一般健康診査の初回には、お母さんの子宮頸がん検診等も含まれています。

【妊婦一般健康診査費償還給付制度】

委託医療機関以外の医療機関等において妊婦一般健康診査を受ける場合は、自己負担分を一旦支払い、受診後に申請および請求することで限度内で払い戻しできます（限度額あり）。詳しくは健康推進課または各振興局へお問い合わせください。

低所得妊婦初回産科受診料助成事業

問い合わせ▶真庭市　健康推進課　☎(0867)42-1050

妊娠判定の受診料を一部助成します。

●対象者　妊娠判定のため医療機関を受診した方で、真庭市に住民登録している市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する方

●内容　1回あたり1万円を上限とします。(1年度内に2回まで)

※受診後、6か月以内に申請をしてください。

妊婦相談

問い合わせ▶真庭市　健康推進課　☎(0867)42-1050、各振興局

健やかな妊娠期を過ごすために、心配なことがあればお気軽にご相談ください。随時ご相談に応じます。希望に応じて保健師等がご自宅を訪問します。

妊婦・パートナー歯科健康診査

問い合わせ▶真庭市　健康推進課　☎(0867)42-1050

妊娠すると、口腔の環境も変化し、むし歯や歯周病等のトラブルを起こしやすくなります。妊娠期からのデンタルケアが赤ちゃんのむし歯菌感染リスクを減らすと言われています。妊娠期の口腔内の健康維持を通して安心・安全な出産のため、また、妊婦さんとそのパートナー自身の健康と生まれてくる赤ちゃんの健康のため、ぜひ受診しましょう。

●対象者　真庭市内に住所のある妊婦とそのパートナー

●内容　歯科健康診査・歯科保健指導

●必要なもの　親子健康手帳、健康保険証、真庭市民であることがわかるもの(運転免許証等)、妊婦・パートナー歯科健康診査受診票

●料金　1人500円

まにわ　パパ・ママクラス

問い合わせ▶真庭市　健康推進課　☎(0867)42-1050

妊婦さんやそのパートナーが安心して妊娠・出産・育児ができるように必要な知識を学んだり、お世話を体験する会です。

また、同じ頃に出産をするママやパパたちとの交流・友達づくりの場です。

妊娠届けの時などに日程などのお知らせをお渡しします。

真庭市不妊治療支援事業

問い合わせ▶真庭市　健康推進課　☎(0867)42-1050

子どもを希望しながらも不妊症のため、子どもを持つことができない夫婦が、不妊治療を受けた場合、治療費の一部を助成します。(2人目以降の妊娠にも助成)

●対象　次の①から③の条件すべてを満たす方

①法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係にある人も含みます)

②申請日において真庭市民であり、1年以上真庭市に住所を有する予定の方

③医療機関で不妊症と診断され、その治療を受けた方

●助成内容　保険適用の有無に関わらず全ての不妊治療費について、年度内に20万円を上限に助成します。

※治療終了後、6か月以内に申請をしてください。

※詳しくはホームページをご覧いただくか、健康推進課へお問い合わせください。

真庭市不育治療支援事業

問い合わせ▶真庭市　健康推進課　☎(0867)42-1050

子どもを希望しながらも不育症のため、子どもを持つことができない夫婦が、医療保険対象外の不育治療を受けた場合、治療費の一部を助成します。(2 人目以降の妊娠にも助成)

●対象　次の①から③の条件すべてを満たす方

①法律上の婚姻をしている夫婦

②申請日において真庭市民であり、1 年以上真庭市に住所を有する予定の方

③日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医で不育症と診断され、その治療を受けた方

●助成内容　医療保険対象外の不育治療費について、年度内に 30 万円を上限に助成します。

※治療が 2 年度にわたる場合は、1 治療期間終了後の申請となります。

※治療終了後 6 か月以内に申請してください。

※詳しくはホームページをご覧いただくか、健康推進課へお問い合わせください。

無料風しん抗体検査

問い合わせ▶岡山県　健康推進課　☎086-226-7331

風しんは風しんウイルスによって感染し、発疹・発熱・リンパ節の腫れ等を起こします。症状は軽いものがほとんどですが、はっきりした症状がないため、気づかず周囲の方に感染を広げてしまいます。

妊娠初期に感染すると、赤ちゃんに難聴や心疾患、白内障や緑内障等の障害が起こる可能性（先天性風しん症候群）があります。

主として先天性風しん症候群の予防のために、岡山県では風しんの無料抗体検査を実施しています。

●対象者　検査日において、岡山県内に住所のある方で次のいずれかに該当する方

①妊娠を希望する女性とその同居者

②風しんの抗体価が低い妊婦の同居者

※過去に風しん抗体検査を受けたことがある方、明らかに風しんの予防接種歴がある方、検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある方、1 歳未満の方は対象外です。

※受検できる医療機関は、

風しんの抗体検査　岡山県　と検索してください。

※抗体検査の結果、抗体価が低いと判明した方は、任意の予防接種を受けることを検討してください。（P10 参照）

真庭市風しん予防接種費用助成事業

問い合わせ▶真庭市　健康推進課　☎(0867)42-1050

風しんと先天性風しん症候群の予防のため、予防接種を実施しています。抗体検査の結果、抗体価が低い（HI16 以下または EIA8 未満）と判定された場合は、予防接種を受けましょう。

●対象者　真庭市民であり、次のいずれかに該当する抗体価の低い方
①妊娠を希望または予定している女性（出産後、胎児への影響がなくなった方を含む）
②妊娠を希望または予定している女性の配偶者または同居者
③風しん抗体価の低い妊婦の配偶者または同居者
※配偶者とは､婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含みます。

●実施医療機関　真庭市内の医療機関　※事前に予約が必要です。

●必要なもの　健康保険証､抗体検査の結果がわかるもの（抗体検査結果通知､妊婦健診結果記録等）

●自己負担額
・風しんワクチンの場合　無料
・麻しん風しん混合（MR）ワクチンの場合　3,564 円
※接種料金のうち、6,644 円を公費で負担しています。

※過去に風しん予防接種を受けた方、過去に風しんにかかったことのある方、妊娠中の方および妊娠している可能性のある方は対象外です。

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度

問い合わせ▶真庭市　福祉課　☎(0867)42-1581､各振興局

岡山県では、車いすマークの駐車場（身体障がい者等用駐車場）を本当に必要とする方が、より利用しやすくするため､「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用者証制度を導入しています。

●対象者
①妊産婦（妊娠 7 か月（24 週）から産後 1 年）
②身体・知的・精神障がいのある方
③高齢、難病の方、けがをしている方
※それぞれに要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●必要なものおよび申請先　親子健康手帳を持参のうえ、福祉課または各振興局へお越しください。

●利用方法　公共施設や県と協定を締結したスーパー等に設けられている車いすマークの駐車場（身体障がい者等用駐車場）で利用できます。
駐車した際、交付された利用者証を外から見えるように、ルームミラーにかけるか、ダッシュボードに置いてください。

産前産後期間の国民年金保険料免除

問い合わせ▶真庭市　市民課　☎(0867)42-1112､各振興局

出産前後の期間において届出により国民年金保険料が免除されます。

●対象者　国民年金第 1 号被保険者（ただし､国民年金の任意加入期間は対象になりません）

●免除期間
単胎　出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月
多胎　出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月

●届出時期　出産予定日の 6 か月前から届出可能

●その他　免除期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金受給額に反映されます